

高松小学校地震発生時対応マニュアル

(学校危機管理マニュアル：補足)

I 地震災害に備えて

2 場面に応じた地震災害への対応

場 面	災 害 対 応 策
登下校中	・通学路に向かい、児童の安全確保と誘導をする職員と学校に残り、登校状況を確認する職員に別れ行動する。
授業中等	・児童に帽子を被らせ周囲を確認しながら、屋外避難ができる体制整備をしておく。
学校外活動中	・物が落ちない、崩れない安全な場所に避難させる。 ・校外学習等に参加していた場合、施設管理者やその地域の災害対策本部の指示に従って、児童の安全を確保する。
休業日	・休業日に児童が在籍して教職員も学校にいた場合は、児童の安全確保を図り保護者へ連絡をする。
勤務時間外	・可能な限り学校に向かい、児童の安否を確認するよう努める。

4 児童の帰宅方法

○ 地震の揺れが止まり、総合的に安全と判断したら、

①震度4以下で下校させる場合は、集団下校とする。

*保護者等家族が迎えに来たときは、一緒に帰らせる。

②震度5強以上で下校させる場合は、引渡しとする。

*家庭へは、平時に学校だよりや連絡文書等で引渡しとする旨を周知しておく。

II 地震災害が起きたら

1 避難をする場合

	児童の動き	教職員の動き
登校時に発生	1 頭を守る。 2 体を低くし、揺れが収まるのを待つ。 3 崩れやすい場所から離れる。 【巨大地震の場合】 * 大人が居たら助けを求める。 * 防災無線や広報車等の放送があれば従う。 * 家に近い場合は、家に帰り市からの指示に従う。 * 家から離れている場合は登校し、教師の指示を聞いて待機する。	1 通学路で、安全確認と誘導を行う。 2 登校してきた児童を高松中に避難させる。 3 児童の出欠を確認し、副本部長(教頭)に報告する。 4 児童に落ち着いて行動するよう指示する。 【巨大地震の場合】 * 防災無線や広報車等の放送があれば従う。 * 児童の健康観察をし、結果を副本部長に報告する。 * 震度5以上の場合は、保護者に引渡す。

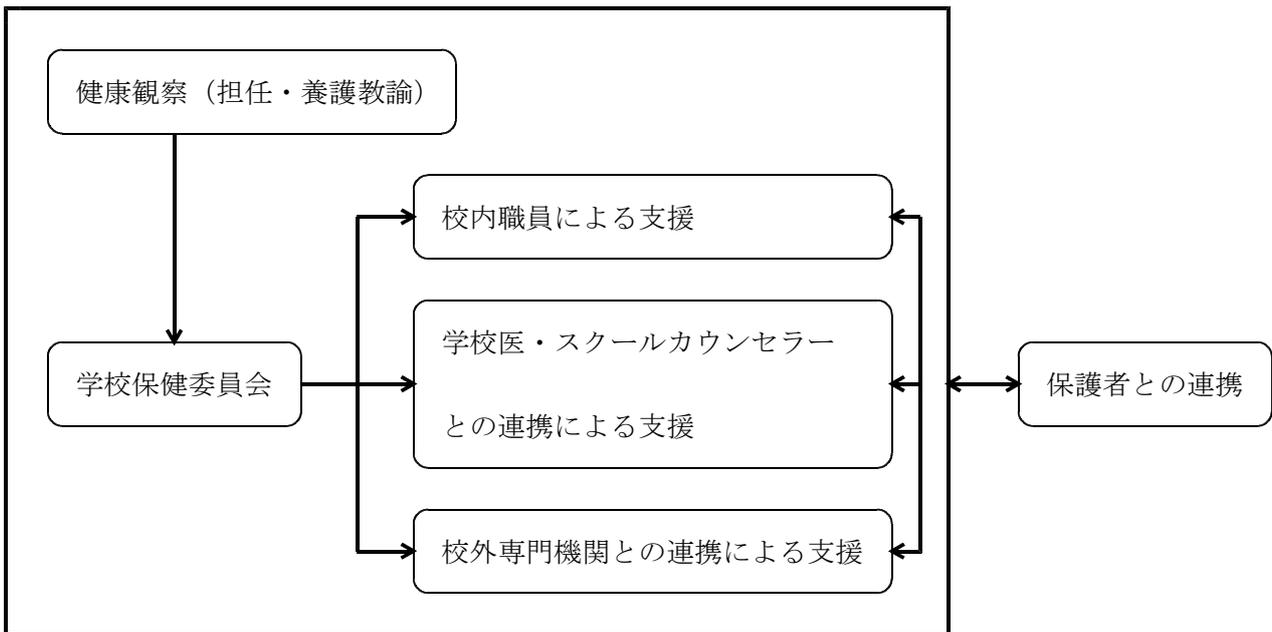
授業中に発生	<ol style="list-style-type: none"> 1 教室にいたら、帽子を被り机の下に入って、机の脚を確実につかむ。 2 教師の指示を聞き、落下物やガラスなどに注意しながら屋外に避難する。 3 屋外にいたら、校庭中央に行き腰を下ろして教師の指示を待つ。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 屋内にいる児童を高松中に避難させる。 2 児童を把握し、副本部長に報告する。 3 児童の健康観察をする。 4 児童に落ち着いて行動するよう指示する。 5 震度5以上の揺れの場合は、保護者に引渡す。
下校時に発生	<ol style="list-style-type: none"> 1 頭を守る。 2 体を低くし、揺れが収まるのを待つ。 3 崩れやすい場所から離れる。 <p>【巨大地震の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 大人が居たら助けを求める。 * 防災無線や広報車等の放送があれば従う。 * 家に近い場合は、家に帰り市からの指示に従う。 * 家から離れている場合は学校に戻り、教師の指示を聞いて校庭で待機する。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校にいたり、学校に戻ってきた児童を高松中に避難させ、状況を確認し副本部長に報告する。 2 児童に落ち着いて行動するよう指示する。 <p>【巨大地震の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> * 防災無線や広報車等の放送があれば従う。 * 児童の健康観察をし、結果を副本部長に報告する。 * 震度5以上の場合は、保護者に引渡す。
校外活動中に発生	<p>【現場近くで活動している場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 屋内で揺れを感じたら、教師の指示を確認して、落下物やガラスなどに注意しながら屋外に避難する。 2 「おかしも」の約束を守り、落ち着いて行動する。 3 待機中は、教師や市の人の指示に従う。 	<p>【現場近くで活動している場合】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安全な場所に児童を誘導し、避難させる。 <ul style="list-style-type: none"> ・非常階段等を確認しておく。 ・頭を守るよう児童に指示する。 2 防災無線や広報車の放送を聞き、指示に従う。 3 学校と随時連絡を取り合い、児童の安否について報告をし、学校からの指示に従う。 4 施設管理責任者等の指示に従う。 5 保護者には、学校から状況等を知らせる。
休業日・勤務時間外に発生	<p>【自校での課外活動等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 在校している教師の指示に従い、落下物やガラスなどに注意しながら高松中に避難する。 2 落ち着いて行動する。 	<p>【自校での課外活動等】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 屋内にいる児童を高松中に避難させる。 2 児童を把握し、健康観察をする。 3 児童に落ち着いて行動するよう指示する。 4 副本部長（教頭）に児童の状況等を報告する。 5 防災無線や広報車の放送を聞き、指示に従う。 6 震度5以上の揺れの場合は、保護者に引渡す。 <hr/> <p>【自宅にいた時巨大地震が発生したら】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 可能な限り勤務校に行き、児童の安否を確認し、副本部長に報告する。

地震災害（巨大地震）に伴う心のケア

地震災害（巨大地震）の発生に伴い、児童は心身に何らかの影響を受ける。表面的には何でもなく見えても、内面的には影響を受けていることがある。恐怖心や不安感等から情緒不安定となったり心の健康問題が発現したりすることがある。それが学校生活や周囲との人間関係の中で様々な形となって現れたりする。

その現れ方は、直後であったり、数日後であったり、あるいは1か月後に現れるなど様々である。その症状が長期に及ぶこともある。従って、児童の健康問題解決のために、教職員等による組織的な迅速適切な対応が不可欠となる。

1 心のケアの連携体制



2 学級担任等による対応

(1) 学級全体の児童への対応

話す・聞く	1 地震災害（巨大地震）の正確な情報や知識を伝える。 2 自然に話し出せるような温かい雰囲気づくりに配慮する。 ① 教室に花等を置き、落ち着いた環境や整理された環境づくりに努める。 ② 教師は聞き役となり、いつでも話を聞くように努める。 ③ 言葉のない児童に対しては、身振り等で要求する事柄の理解に努め、対応する。 ④ 不安な状態の児童には、風評などに惑わされないよう注意し、安心させる。 ⑤ 将来に希望がもてるよう、継続して話をする。 ⑥ 家族の中に災害に巻き込まれた者が居る児童、事故後の後遺症の健康障害が出てきた児童には、十分な配慮をする。
動く・歌う	1 身体活動の機会を多くする。 ① 健康状態に注意し、狭い場所でもできる運動やレクリエーション等を工夫し、体を動かすことを通して心の解放に努める。 2 楽しい時間が多くもてるようにする。 ① 朝の会等を活用して、みんなで歌を歌う。

- | | |
|-------------|--------------------------------|
| ・
集
う | 3 遊びの機会を増やし、集う楽しさをもてるようにする。 |
| | 4 集会等を生かして、規則正しい生活リズムづくりを指導する。 |
| | 5 児童の嫌がることは、無理にさせない。 |

(2) 個別の児童への対応

- | | |
|---|--|
| 1 | 毎日の「朝の会」での健康観察に十分時間をかける。注意深く健康状態や悩み、心配事、家庭状況等を把握する。 |
| 2 | 優しい言葉かけを増やし、安心させる。
① 話しかけてくる児童は、受け入れて話をよく聞いてあげる。
② 握手等の身体的な接触を通して、安心感を与え、孤立させないよう配慮する。 |
| 3 | 「がんばれ」と激励せずに「～したらどうかな」と、一緒に考える。 |

(3) 校内の教職員の連携・協力

- | | |
|---|--|
| 1 | 精神的に不安定な行動を取るようになった児童に対しては、全教職員の共通理解を図り指導に当たる。 |
| 2 | 毎日、放課後に打合せを行い、気になる児童について報告し合う。継続的支援が必要な場合は、学校保健委員会を中心に心のケア体制を整備する。 |
| 3 | 生徒指導主事や養護教諭、スクールカウンセラーと連携し、自然災害後後遺症への不安のもつ児童に安心を与える。 |

(4) 保護者との連携・協力

- | | |
|---|---|
| 1 | 必要に応じて保護者と話し合い、依頼があれば専門機関を紹介する。 |
| 2 | 保護者会を活用し、正確な事故情報を伝え、風評に惑わされないようにする。 |
| 3 | 避難所で生活する児童、自宅で生活する児童とに分かれた場合、互いに助け合い健康で安全な生活ができるように協力を依頼する。 |

(5) 心のケアについて特に工夫・配慮すること

- | | |
|---|--|
| 1 | 児童は、周囲の大人の態度や風評等に不安をあおられることが多いので、精神の安定が図れるよう教師自身が落ち着いた対応を心がける。 |
| 2 | 早期に平常な学校生活が送れるような学級経営に努め、児童一人一人が落ち着いた生活を送ることができるように配慮する。 |
| 3 | 自然災害後後遺症への不安に対応できる窓口をつくっておく。 |

3 養護教諭の対応

(1) 児童の心身の健康状態の把握

- | | |
|---|---|
| 1 | 毎日の健康観察。(担任との連携) |
| 2 | 児童の体調の変化に十分注意を払いながら、急激な体重の増減、食欲の異常や睡眠障害等を、児童の心のバロメーターとして留意する。 |

(2) 心のケアに関する健康相談活動

- 1 「気付く → 見極める → 関わる → 連携する」を一連の流れとして対応する。
- 2 担任と密接な連携・協力体制をつくる。
- 3 精神的に不安定な行動を取るようになった児童に対しては、学校保健委員会を中心に心のケア体制の整備をして対応に当たる。

(3) 留意事項

- 1 災害後に受けた身体的、精神的な苦痛をうまく表現できない児童もいる。普段の行動に見られなかった小さな変化を担当から聞くなどして、問題の早期発見に努める。
- 2 災害のショックがきっかけで、精神疾患を発症する場合もある。発症の兆候に関する知識を日頃から習得しておく。
- 3 校内の連携を図り、遊具等に児童を触れさせないようにロープ等を張る。